

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ								
税 目	法人税（法人税法第 66 条）								
要 望 の 内 容	<p>協同組合に係る法人税の軽減税率（19%）について、基本税率の引下げ幅を踏まえて速やかに比例的な引き下げを実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 712 1490 943"> <tr> <td data-bbox="874 712 1197 831">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 712 1490 831">▲7,558 百万円 ※平成 28 年度税制改正大綱の方針に比例した引き下げ（1.7%）とした試算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 831 1197 887">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1197 831 1490 887">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 887 1197 943">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1197 887 1490 943">（ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲7,558 百万円 ※平成 28 年度税制改正大綱の方針に比例した引き下げ（1.7%）とした試算	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	▲7,558 百万円 ※平成 28 年度税制改正大綱の方針に比例した引き下げ（1.7%）とした試算								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。</p> <p>そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>協同組織金融機関の主要取引先である中小企業には下請企業が多く、景気の変動や親会社の経営状況の影響を受けやすく、信用リスクが相対的に高い、利益率も低い等の特徴がある。</p> <p>さらに、協同組織金融機関は、資本調達手段に制限のない株式会社である銀行と違い、資本調達手段が限定されており、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が少ない。</p> <p>協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下で、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことであり、本措置は、地域金融システムの安定化の観点からも、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化につながる重要性の高いものである。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	本措置により、協同組織金融機関の経営基盤が強化され、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化が図られている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会のうち過半の協同組織金融機関の適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合等の事業分量配当の損金算入 ・ 一括評価金銭債権の割増特例
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能の提供の充実が図られる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度及び平成 28 年度に要望。	